

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 1 月 28 日 (金) 第 281 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	規 則	
○鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)	(人事課取扱い)	1
告 示	示	
○保安林の指定	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定予定	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定の解除予定の通知	(森づくり推進課取扱い)	2
○肥料の登録の有効期間の更新	(経営技術課取扱い)	3
○基本測量の実施	(監理課取扱い)	3
○公共測量の実施	(監理課取扱い)	3
○公共測量の終了 (2 件)	(監理課取扱い)	3
○公有水面の埋立ての免許の出願	(河川課取扱い)	4
○令和 3 年度自衛官の募集	(危機管理課取扱い)	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止	(大隅地域振興局取扱い)	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(大隅地域振興局取扱い)	6
公 告	告	
○令和 3 年度行政書士試験合格者公告	(市町村課取扱い)	6

規 則

鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令和 4 年 1 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 2 号

鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 (昭 和 35 年 鹿 児 島 県 規 則 第 98 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 3 条 第 2 項 第 1 号 中 「 掲 げ る 」 を 「 規 定 す る 」 に 改 め , 「 290 円 」 の 次 に 「 (同 項 第 1 号 及 び 第 5 号 に 規 定 す る 作 業 又 は 業 務 の う ち 心 身 に 著 し い 負 担 を 与 え る も の と し て 知 事 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る 作 業 又 は 業 務 に あ つ て は , 当 該 額 に そ の 100 分 の 100 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 額) 」 を 加 え , 同 項 第 2 号 中 「 掲 げ る 」 を 「 規 定 す る 」 に , 「 だ る と 」 を 「 だ る も の と し て 」 に 改 め , 同 項 第 3 号 中 「 掲 げ る 」 を 「 規 定 す る 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は , 公 布 の 日 か ら 施 行 し , 改 正 後 の 鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 規 定 は , 令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 適 用 す る。

告 示

鹿児島県告示第67号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和4年1月28日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
熊毛郡屋久島町楠川字折山1103番1・1104番11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第68号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和4年1月28日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市牧園町下中津川字下木登迫2314番1，2314番2，2315番4，2315番6，字坂上2433番4から2433番6まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下木登迫2314番1・2314番2・2315番4・2315番6・字坂上2433番4から2433番6まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第69号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年1月28日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
始良郡湧水町幸田字神ノ前2228番9（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び湧水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第70号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和4年1月28日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1322号	令和10年1月28日	肉骨粉	牛肉骨粉 8.5－7	窒素全量 8.5 りん酸全量 7.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	鹿児島化成株式会社	日置市東市来町伊作田356番地

鹿児島県告示第71号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（時空間変位確定測量）
- 2 作業の期間 令和4年1月1日から同年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第72号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、喜界町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（写真測量：数値地形図データファイルの作成）
- 2 作業の期間 令和3年12月28日から令和4年3月15日まで
- 3 作業の地域 喜界町（史跡城久遺跡）

鹿児島県告示第73号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島市長から令和3年6月25日鹿児島県告示第744号で告示した公共測量の実施は、令和4年1月14日終了した旨の通知があった。

令和4年1月28日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第74号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、薩摩川内市長から令和3年7月9日鹿児島県告示第807号で告示した公共測量の実施は、令和

3 年 10 月 15 日 終了 した 旨 の 通知 が あ っ た。

令 和 4 年 1 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 75 号

公 有 水 面 埋 立 法 (大 正 10 年 法 律 第 57 号) 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り, 次 の と お り 公 有 水 面 の 埋 立 て の 免 許 の 出 願 が あ っ た。

な お, 公 有 水 面 埋 立 法 第 2 条 第 2 項 各 号 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 し た 書 面 及 び 関 係 図 書 は, 令 和 4 年 1 月 28 日 か ら 同 年 2 月 17 日 ま で の 間, 鹿 児 島 県 土 木 部 河 川 課 及 び 大 島 支 庁 建 設 部 建 設 課 に お い て 縦 覧 に 供 す る。

令 和 4 年 1 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 出 願 人 の 名 称 及 び 住 所 並 び に 代 表 者 の 氏 名

鹿 児 島 県

鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

2 埋 立 区 域

(1) 位 置

奄 美 市 笠 利 町 大 字 和 野 字 長 濱 金 久 374 番 9 の 地 先 公 有 水 面

(2) 区 域

次 の 各 地 点 を 順 次 に 結 ん だ 線 及 び 10 の 地 点 と 1 の 地 点 を 結 ぶ 令 和 2 年 の 秋 分 の 満 潮 位 (T. P. +1.03メー ト ル) に お け る 公 有 水 面 と 既 存 護 岸 と の 境 界 線 に よ り 囲 ま れ た 区 域

1 の 地 点 奄 美 市 笠 利 町 大 字 和 野 四 等 三 角 点 (北 緯 28 度 25 分 15 秒 7572, 東 経 129 度 41 分 58 秒 8968) (以 下 「基 点」 と い う。)か ら 81 度 59 分 12 秒 714.07メー ト ル の 地 点

2 の 地 点 1 の 地 点 か ら 161 度 00 分 00 秒 12.21メー ト ル の 地 点

3 の 地 点 2 の 地 点 か ら 206 度 00 分 00 秒 29.15メー ト ル の 地 点

4 の 地 点 3 の 地 点 か ら 296 度 00 分 00 秒 8.43メー ト ル の 地 点

5 の 地 点 4 の 地 点 か ら 206 度 00 分 00 秒 28.03メー ト ル の 地 点

6 の 地 点 5 の 地 点 か ら 116 度 00 分 00 秒 63.77メー ト ル の 地 点

7 の 地 点 6 の 地 点 か ら 26 度 00 分 00 秒 9.76メー ト ル の 地 点

8 の 地 点 7 の 地 点 か ら 116 度 00 分 00 秒 72.00メー ト ル の 地 点

9 の 地 点 8 の 地 点 か ら 26 度 00 分 00 秒 47.97メー ト ル の 地 点

10 の 地 点 9 の 地 点 か ら 71 度 00 分 00 秒 11.82メー ト ル の 地 点

(3) 面 積

8,004.49平 方 米

3 埋 立 て に 関 す る 工 事 の 施 行 区 域

(1) 位 置

奄 美 市 笠 利 町 大 字 和 野 字 長 濱 金 久 374 番 9 の 地 内 及 び 地 先 公 有 水 面

(2) 区 域

次 の 各 地 点 を 順 次 に 結 ん だ 線 及 び ⑥ の 地 点 と ① の 地 点 を 結 ん だ 線 に よ り 囲 ま れ た 区 域

① の 地 点 基 点 か ら 77 度 14 分 04 秒 688.98メー ト ル の 地 点

② の 地 点 ① の 地 点 か ら 206 度 00 分 00 秒 232.50メー ト ル の 地 点

③ の 地 点 ② の 地 点 か ら 116 度 00 分 00 秒 335.17メー ト ル の 地 点

④ の 地 点 ③ の 地 点 か ら 26 度 00 分 00 秒 203.31メー ト ル の 地 点

⑤ の 地 点 ④ の 地 点 か ら 295 度 59 分 44 秒 65.83メー ト ル の 地 点

⑥ の 地 点 ⑤ の 地 点 か ら 26 度 00 分 00 秒 29.19メー ト ル の 地 点

(3) 面 積

76,004.56平 方 米

4 埋 立 地 の 用 途

空 港 用 地

- 5 出願年月日
令和 3 年 12 月 16 日

鹿児島県告示第 76 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条，第 117 条第 1 項及び第 118 条の規定により，令和 3 年度第 4 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 4 年 1 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目
 (1) 男子
自衛官候補生
 (2) 女子
自衛官候補生
- 2 募集期間
 (1) 男子
令和 4 年 1 月 31 日から同年 2 月 18 日まで
 (2) 女子
令和 4 年 1 月 31 日から同年 2 月 18 日まで
- 3 試験期日
令和 4 年 2 月 26 日
- 4 応募年齢
令和 4 年 4 月 1 日において 18 歳以上
令和 4 年 6 月 30 日において 33 歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑 266 番 49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地
西之表市西之表 16314 番地 6	種子島合同庁舎（国）及び委託病院
大島郡徳之島町亀津 7203 番地	徳之島町役場及び委託病院
薩摩川内市冷水町字上床 539 番地 2	（予備：陸上自衛隊川内駐屯地）

- 6 応募手続
 応募しようとする者は，志願票に所定の事項を記入の上，住所地を管轄する市町村長に提出すること。
 なお，志願票は，各市町村において交付する。

大隅地域振興局告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 4 年 1 月 28 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人大崎町社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所	曾於郡大崎町仮宿 1870 番地	社会福祉法人大崎町社会福祉協議会	曾於郡大崎町仮宿 1870 番地	東 靖弘	令和 3 年 12 月 31 日	居宅介護・重度訪問介護

大隅地域振興局告示第 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 4 年 1 月 28 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
古本文蔵都城南店	曾於市財部町南 俣 11340-2	合同会社カルリ ワークス宮崎	宮崎県都城市花 繰町 38 号 16 番地	園田 修司	令和 4 年 1 月 1 日	就労継続 支援 A 型

公 告

令和 3 年度行政書士試験合格者公告

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 3 条の規定により実施した令和 3 年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

令和 4 年 1 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

受験番号	受験番号	受験番号
9110007	9110014	9110016
9110040	9110043	9110095
9110114	9120005	9120015
9120020	9120026	9120031
9120041	9120064	9120073
9120079	9120088	9120091
9120096	9120099	9120108
9120148	9120174	9120267
9120270	9120301	9120349
9120380		